「こどもの居場所」づくりに対する財政支援の一覧　【こども家庭庁】（令和５年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策名・予算額（★新規掲載事業） | 支援対象（支援を受けられる方） | 支援の概要（趣旨、補助率等） | ＵＲＬ | 担当課・連絡先（詳細はこちらへ） |
| こどもの未来応援基金（民間資金による） | 公益法人、ＮＰＯ法人、一般法人、その他こどもの貧困対策のための事業を行う任意団体等 | こどもの貧困対策のための事業に必要な額を交付する。（令和５年度支援においては、新規または拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業Ａ団体には上限300万円。小規模での活動を行う団体に対する支援としての事業Ｂ団体には、30万円または100万円。） | <https://kodomohinkon.go.jp/network2/> | こども家庭庁支援局家庭福祉課TEL 03-6859-0183 |
| 地域子供の未来応援交付金（R4補正　20億円） | 地方公共団体（都道府県、市町村） | 地方公共団体の行うこどもの貧困対策に関する次の事業を支援する。（(1)補助率2/3、(2)補助率3/4、(3)９/10※）(1)つながりの場づくり緊急支援事業こども食堂、学習支援といったこどもの居場所づくりなどを①自治体が自ら、②ＮＰＯ等に委託して、③ＮＰＯ等を補助して、実施し、こどもを行政等の必要な支援につなげる事業(2)新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業（1）の事業うち、新規性が認められる事業（委託事業に限る）(3) 食の提供重点支援事業（1）の事業のうち、食の提供を伴う取組に限る事業。（委託又は補助）※新規性が認められる事業は高補助率を適用 |  | こども家庭庁支援局家庭福祉課TEL 03-6859-0183 |
| こどもの生活・学習支援事業（R5　162億円の内数）母子家庭等対策総合支援事業の一部で実施 | 地方公共団体（都道府県、市町村） | ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館等において、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。（補助率：通常1/2、特例2/3（※））※R4年度に「地域子供の未来応援交付金」の事業の一部及び「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」を活用していた事業者に対し、事業を実施する場合。 | <https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/hitorioya-seikatsu-koujyou/> | こども家庭庁支援局家庭福祉課TEL 03-6859-0183 |
| ★ひとり親等家庭等の子どもの食事等支援事業（R4補正　25億円） | 民間団体（特定非営利活動法人、一般社団法人等） | 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。（補助率10/10） | <https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokuji-koubo/> | こども家庭庁支援局家庭福祉課TEL 03-6859-0183 |
| ★社会的養護自立支援事業等（R5　208億円の内数）児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の一部で実施 | 地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村） | 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（延長措置の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつける。（補助率1/2） |  | こども家庭庁支援局家庭福祉課TEL 03-6859-0174 |
| 支援対象児童等見守り強化事業（R5　208億円の内数）児童虐待防止対策等総合支援事業の一部で実施 | 市町村 | こども食堂やこども宅食を行う民間団体等が、支援を必要とするこども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図る。（補助率：アウトリーチ型／居場所型　2/3、クーポン・バウチャー等活用型　10/10） | <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/> | こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係TEL 03-6859-0082 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（R5　1,847億円の内数）子ども・子育て支援交付金の一部で実施 | 市町村 | 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（補助率1/3） |  | こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係TEL 03-6861-0303 |
| 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（R3補正　602億円の内数）子育て支援対策臨時特例交付金の一部で実施 | 市町村 | 不登校のこども等も含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談、食事の提供、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等のこどもの居場所に関する総合的な支援を実施する。（補助率：子どもの居場所支援整備事業（整備費）2/3、子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）1/2） |  | こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係TEL 03-6861-0224 |
| ★NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（R4補正　1.5億円） | 都道府県又は市町村（民間等への委託可） 民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る） | ＮＰＯ等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助する。定額（10/10相当。上限5,000千円） | <https://www.cfa.go.jp/procurement/koubo_npo_renkei/> | こども家庭庁成育局成育環境課居場所づくり係TEL 03-6861-0229 |